

事業計画概要書に対する知事意見書

元諏地環第35-2号
令和2年(2020年)1月28日

有限会社信濃環境衛生舎
代表取締役 早川秀男 様

長野県諏訪地域振興局長

令和元年11月28日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書(産業廃棄物処理施設 設置許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社信濃環境衛生舎 代表取締役 早川 秀男 長野県茅野市湖東6188番地	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	茅野市米沢1995番地1、1995番地5	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	木くずの移動式破碎施設(固定式兼用)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその旨を含む。)	破碎する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	木くず 200 t/日(8)時間	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 茅野市米沢埴原田地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 茅野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 令和2年3月31日(火)午後7時 (場所) 茅野市米沢1198番地イ 茅野市米沢埴原田公民館	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。